

台風その他の緊急時に警報が発令された場合の措置（平成19年3月改定）

台風などによって、次の地域に次の警報が発令された場合、可能な限り情報を集め、天候や地理的な状況に応じて以下の措置をとる。

地域 — 愛媛県南予・愛媛県中予の各地域のいずれかに
警報の種類 — 暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪のいずれかの } 警報が発令された場合

- 1 登校前に上記の警報発令の場合は、表に示す指示に従うこと。
なお、この場合の自宅待機の時限は、2に示す通りとする。

	愛媛県南予の生徒	愛媛県中予の生徒
愛媛県南予に警報発令の場合	自宅待機・寮待機	自宅待機
愛媛県中予に警報発令の場合	登 校	自宅待機

- 2 自宅待機の対象生徒は、テレビ・ラジオなどの気象情報を確認し、午前7時00分までに上記の地域において警報が解除された時には、10時までに安全な方法で登校すること。なお、スクールバス利用者のバス利用についてはバス緊急連絡網で連絡する。

平日の午前7時00分～午前9時00分の間に上記の地域において警報が解除された時には、午後0時30分登校、午後の授業を行う。（土曜日の場合は全校臨時休業）

午前9時00分までに南予地域で警報が解除されなかった時には、全校臨時休業とする。ただし、その振替授業をそのセクションの学習テスト最終日に特別時間割を組み、実施することとする。

平日の午前9時00分まで、土曜の午前7時00分までに中予地域で警報が解除されなかった時には、中予地域の生徒は公欠扱とする。

- 3 登校途中で警報が発令された場合

(1)警報発令の情報を得た時点で、大洲までの最終の交通路線を利用していれば、大洲に到着した時点で学校に連絡をとり、学校の指示をあおぐこと。

(2)徒歩・自転車のみによる通学の生徒が、登校途中で警報発令の情報を得た場合は、地理的な条件によって、登校か帰宅か、より安全な方を選ぶこと。

4 在校中に警報が発令された場合

気象情報を参考にした学校の措置に従って行動すること。

5 その他

道路や交通機関の状況によって登校できない時には、自宅待機し、その状況を学校に連絡すること。

定期考査期間中の台風その他の緊急時に警報が発令された場合の措置

午前7時00分までに愛媛県南予・中予のいずれか1つの地域でも警報（暴風・大雨・洪水・大雪・暴風雪）が解除されなかった場合は、その日の定期考査は中止とし、全校臨時休業とする。

この場合、その日の試験科目は定期考査最終日の翌日に順延とする。

平成17年8月改定

平成19年3月8日改定